

出願意匠「穀類乾燥機用集塵機」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成23(行ケ)10264・平成24年1月16日(2部)判決<棄却>

### 【キーワード】

意匠法3条1項3号，意匠の類似，特徴的な部分（要部），美感，取引者・需要者の共通の美感

### 【事実の概要】

1 意匠登録出願の拒絶査定不服審判請求不成立審決の取消訴訟である。争点は，引用意匠との類否（意匠法3条1項3号）である。

2 特許庁における手続の経緯

原告（笹川農機株式会社）は，平成20年11月1日，別紙第1記載の本願意匠につき，意匠登録出願（意願2008-28212号）をしたが，拒絶査定を受けたので，これに対する不服の審判請求をした（不服2010-28464号）。

特許庁は，平成23年7月1日，同請求につき「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は同月19日，原告に送達された。

3 審決の理由の要点

本願意匠は，平成13年1月15日発行の意匠登録第1096954号公報（甲2）に記載された引用意匠（別紙第2のとおり）と，意匠に係る物品が穀類乾燥機用集塵機であって一致し，形態についても，次のとおり，共通点が看者に強い共通感を与えて，類否判断を決定付けているのに対し，相違点が類否判断に及ぼす影響は微弱で，共通感を覆すほどのものではないから，意匠全体として類似するものであり，意匠法3条1項3号の意匠に該当する。

(1) 本願意匠と引用意匠の間には，形態について次の共通点と相違点がある。

ア 共通点（共通点Aは基本的構成態様，共通点B～Fは具体的構成態様）

【共通点A】 全体は，円筒の下方を略逆円錐台状に狭めた器体と，この器体を垂直に支える細長い支持脚で構成され，器体上面に大きな空気出口筒，器体円筒部周側面に含塵空気導入口筒，そして器体最下方に塵出口筒をそれぞれ配設した態様である点

【共通点B】 器体は，全長の上部略3分の1程度を円筒部とするものである点

【共通点C】 支持脚は，器体円筒部の下方周囲を三分する位置に，器体上の縦長長方形小突片を介して設け，それぞれを下方やや外方向へ伸ばした形状である点，詳細には細い円筒の内部に伸縮自在の細棒を挿通し，細棒の下

方端をそれぞれ外方向水平に屈曲させた態様である点

【共通点D】 空気出口筒は，器体上面中央から立設され，器体斜め上方向において大きな略倒コ字形状に屈曲し，筒端を器体の中心軸と平行な鉛直方向に向けた点

【共通点E】 含塵空気導入口筒は，器体円筒部の上方周側面に，水平方向に立設した点

【共通点F】 塵出口筒は，器体略逆円錐台状部の最小口径とほぼ同径の小円筒形状で，筒端を器体の中心軸上の鉛直方向に向けた点

#### イ 相違点（いずれも具体的構成態様）

【相違点ア - 1】 空気出口筒の態様について，本願意匠は，筒端に別部材を嵌めておらず，筒端の位置は器体上面と同じ位置であるが，引用意匠は，筒端に薄肉合成樹脂製の長い可撓性筒材を嵌めて筒を延伸させており，筒端の位置が器体より下方である点

【相違点ア - 2】 空気出口筒の態様のうち，空気出口筒の表面について，本願意匠は，略倒コ字形状の屈曲部に蛇腹状の凹凸面を含むのに対して，引用意匠は，略倒コ字形状の屈曲部も含め全体が平滑面である点

【相違点イ - 1】 含塵空気導入口筒の態様について，器体円筒部の上方周側面において，本願意匠は，2本の筒を，器体中心軸に点対称の位置に配置しているのに対して，引用意匠は，1本の筒を設けたものである点

【相違点イ - 2】 含塵空気導入口筒の態様について，器体円筒部の上方周側面において，筒体が，本願意匠は，その端部まで水平方向を向いたものであるのに対して，引用意匠は，水平方向に延伸したのち斜め上方向に屈曲している点

【相違点ウ】 集塵袋取付け部について，本願意匠には，取付け部材が無い（参考斜視図によれば，集塵袋開口部を塵出口筒にC字状止め具により袋の上から止めるものと認められる。）のに対して，引用意匠には，取付け部材が有り，塵出口筒上方に止め金具を介して袋吊り下げ用の細桿が水平方向に付設されている点，詳細には，この吊り下げ桿の左右両端にごく短い斜めの突設部を設けており，吊り下げ桿の両端部は，それぞれ全体として略倒イ状を形成する点

#### (2) 共通点と相違点の評価

ア 共通点A～Cは，両意匠の骨格を形成しており，両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼす。共通点Dは，非常に目立つ位置にあり，また意匠全体に占めるボリュームも，器体に次いで大きいと見られるため，類否判断に及ぼす影響が大きい。共通点Eは，空気出口筒ほどボリュームはないものの，目につきやすい位置にあるため，類否判断において一定の影響を与える。共通点Fは，目につきやす

い位置にあるが、器体に配設された筒のうちで最も小さく、器体下方の窄まっていく形状の一部とも視認される程度で、類否判断に与える影響は微弱である。

以上を総合し、全体としてみると、これらの共通点は、両意匠の骨格を形成するものとして両意匠の基調を奏し、看者に強い共通感を与える。

イ これに対し、相違点ア - 1 及び相違点ア - 2 は、意匠全体としてみた場合、上記共通の印象に埋没してしまう程度のものであって、両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱である。

相違点イ - 1 については、この種物品が含まれる物品分野ではごく一般的に行われる、単なる口数の変更であり、本願意匠の2本の筒の配置態様、すなわち器体中心軸に点対称の位置に配置した態様も、この種物品が含まれる分野で本件出願前に公然知られていた（特開平10 - 328531公報（甲3）の図1（a）、（b）及び図2（a）、（b）に表されたる過式集塵装置の意匠参照）態様であるから、この相違点は微弱な相違にすぎない。相違点イ - 2 についても、この種物品の使用状態においては、含塵ホースは上方から斜め下方向に降下し、この含塵空気導入口筒の端部に接続されるものであるから、筒を屈曲させた点は、接続されるホースの方向に合わせたごく一般的な形態処理にすぎず、両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまる。

相違点ウについては、集塵袋取付け部自体、この種物品にとっては本体とは別個に付加されるものであり、意匠全体の中で、ごく微細な部分にすぎないことなどから、両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱である。

そして、相違点が相乗して生じる効果を考慮しても、その効果は、上記共通点が与える効果を凌駕するほどのものではなく、相違点が類否判断に及ぼす影響は微弱である。

## 【判 断】

### 1 類否判断の前提となる事実

本願意匠と引用意匠（意匠権者は原告）の意匠に係る物品は、いずれも穀類乾燥機用集塵機であって、同一である。

また、両意匠の形態につき、審決が認定した上記の共通点と相違点を基本的構成態様と具体的構成態様のいずれと位置付けるかについては別として、共通点A～Fの各点において共通していることと、相違点ア～ウの各点において相違していることそれ自体については、原告も争わない。

### 2 両意匠の類否

(1) 両意匠の意匠に係る物品の説明及び各図面によれば、次のとおり認められる。

両意匠の穀類乾燥機用集塵機は、穀類乾燥機から排出される含塵空気につい

て、器体内のサイクロン作用により空気と夾雑物等に分離し、さらに、分離されて器体から排出された空気を水の水面に近接させて、空気中の塵埃を捕集することを目的とするものである。そのために、主として、器体、器体を中空に支えるための支持脚、器体に含塵空気を導入するための含塵空気導入口筒、器体から空気を排気するための空気出口筒、分離されて自重落下する夾雑物等を器体下方の集塵袋に収容するための塵出口筒から構成されている。意匠全体に占める大きさは、器体と支持脚が最も大きく、空気出口筒がこれに次ぐ大きさで、含塵空気導入口筒は空気出口筒よりも小さく、塵出口筒はかなり小さい。機能についてみると、器体の形状や大きさは集塵の方式や能力に関係し、支持脚の形状や長さは設置場所や安定性に影響を及ぼし、空気出口筒も塵埃の捕集という機能と関係する部位であり、含塵空気導入口筒の個数は接続できる穀類乾燥機の数に影響するなど、それぞれ特徴を有する。

(2) 以上の点に鑑みると、各部位のうち、形態として看者の目を惹く顕著な部分は見当たらず、両意匠において取引者・需要者の注意をひく特徴的な部分（要部）は、意匠全体の形態、すなわち、両意匠を構成する主要な部位の構成、形状、それらの各部位の組合せや配置等を総合したものであるというべきである。そうすると、両意匠は、要部である意匠全体の形態について、共通点A～Fのとおり、意匠を構成する主要な部位の種類、形状、それらの各部位の組合せや配置など、その大部分が共通しているのであるから、取引者・需要者に対して、共通の美感を与えるものといえる。

これに対し、相違点ア - 1は、空気出口筒の端部に、本願意匠には可撓性筒材が接続されていないが、引用意匠には接続されているというものであるところ、本願意匠の参考図によれば、本願意匠においても引用意匠と同様の可撓性筒材を用いることが予定されていると認められるのであって、この点は実質的な相違点とはいえない。相違点ア - 2は、空気出口筒の屈曲部において、本願意匠には蛇腹があり、引用意匠は平滑であるという差異であるが、上記の蛇腹は、金属の筒体を成形する場合に表れるありふれた凹凸にすぎない。相違点イ - 1の含塵空気導入口筒の本数の違いは、単なる口数の変更であり、意匠全体に占める含塵空気導入口筒の大きさや機能を考慮すると、両意匠の共通性を否定するほどの相違であるとはいえない。

相違点イ - 2も、両意匠の参考図に記載されるように、含塵空気を導入するためのホースは上方から下方に向けられているのであるから、筒を上方に屈曲させることは一般的な処理にすぎない。相違点ウも、意匠全体に占める大きさや機能を考慮すると、両意匠の共通性を否定するほどの相違であるとはいえない。

以上を総合すると、本願意匠は、相違点を考慮したとしても、全体として取

引者・需要者に引用意匠と共通の美感を生じさせるものと認めるのが相当であって、引用意匠と類似する。

### 3 原告の主張に対する判断

(1) 原告は、審決が相違点イ - 1 を基本的構成態様ではなく具体的構成態様として認定したことは誤りであると主張する。しかしながら、上記2(2)で判断したところによれば、審決が共通点Aとして認定したところが両意匠の基本的構成態様として評価されるべきであり、相違点イ - 1 をもって具体的構成態様として判断を進めた審決に誤りはないから、原告の主張は失当である。

(2) 原告は、審決が引用した甲3公報記載の意匠について、点対称の位置に配置された2本の吸着剤吹込ダクトは本願意匠の含塵空気導入口筒に該当しない旨主張する。しかしながら、審決は、含塵空気導入口筒の数が2本か1本かという違いは単なる口数の変更にすぎないとした上で、この種物品が含まれる分野において2本の筒（含塵空気導入口筒に限定されない。）を点対称の位置に配置するという形態が公知であることを示す一例として甲3公報を引用したものであって、甲3公報記載の意匠において、点対称の位置に配置された2本の筒が含塵空気導入口か否かは、相違点イ - 1 が両意匠の共通性を否定するほどの相違ではないという上記判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 原告は、相違点イ - 1 が、作業効率の向上という点からして、取引者・需要者にとって意匠全体の中で重大な関心事であり、最も注意を惹く部分であると主張する。しかしながら、上記2で説示したとおり、穀類乾燥機用集塵機の機能からして、含塵空気導入口筒以外の器体、支持脚、空気出口筒にもそれぞれの機能や特徴があるというべきであり、取引者・需要者にとって、含塵空気導入口筒が最も注意を惹く部分とする原告の主張は採用することができない。

(4) 原告は、審決が、各共通点及び相違点を個別に評価するだけで、全体観察をしていないと主張する。しかしながら、審決は、その説示に照らし、共通点と相違点をそれぞれ検討した上で、意匠全体について総合的な評価をしたことは明らかであって、原告の主張は採用することができない。

### 結 論

以上のとおり、引用意匠との対比において本願意匠の意匠法3条1項3号該当性を肯定した審決の判断に誤りはなく、原告の取消事由は理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【 論 説 】

1 . 筆者は若いころ、脱穀機、耕耘機、乾燥機など各種の農業機械に関する特許出願のための明細書を作成した思い出があり、本件の場合も、穀類乾燥機において使用する集塵機（ブロー）に関する意匠登録出願である。しかし、当

時、工場へ行って現物の運転状況を見たり、発明者から詳細に取材したのから特許明細書を書きながら、これらの機械は、もともと発明された新しい機能を発揮するために構成されているものであるから、どこに看者の美感を惹起するような形態が見られるのか、その外観を見まわして探しても見当たらないと思ったし、需要者が購入するときの動機として美感などは問題外のことと思っていた。そして、当時の意匠課長や審査官らに会って質問したのは、「美感」の審査をやるのかということであった。彼らは、異口同音に「そんなものはやらない。」という返事をしていた。

2．そこで、改めて本件意匠に対する審決を読んでも、意匠の類否判断に際し、「印象」は出て来ても「美感」は出て来ない。そして、「相違点が相乗して生じる効果」も、それは美的効果ではない。

これに対し知財裁判所の判決では、「共通の美感」を生ずるから本件意匠は引用意匠に類似すると判断している。このような判断をするのは、新設された意匠法24条2項の規定を意識しているのかも知れないが、同規定は、あくまでも「第4章意匠権第1節意匠権」の中での規定であるから、仮に意匠権侵害の場合には適用し得ても、出願意匠に対する審査に適用するのはおかしいのである。

3．原告（審判請求人）は、両意匠の類否判断をする方法として、意匠の基本的構成態様と具体的構成要件とに分けることにこだわっているが、その概念の意味を真に理解しているとは思われない。前者は、当該物品（機械）が本来固有する形態についてのことであり、後者は、その上に創作されて表現されている周知・公知的形態のことを意味するのであるならば論理的に有意義であり、その結果として、本願意匠の形態の中に認められる創作的な構成態様について、客観的な創作性（新規性）の存在を認めることができるかどうかという論理の結果に導くことになるものである。

しかしながら、原告の主張はそのようなものではない。

4．審決では、特開平10-328531号公報中の図1，図2をも参考に引用しているが、これは無理である。前記引用意匠のみとの対比だけで、その全体的形態の構成態様は本願意匠と類似していると判断することはできるのである。

また、本件の場合には直感から入ってもよく、その理由づけは後でいかようにも書けるのである。審査官には、意匠の類否判断を決する場合に、直感からまず入ることで正解を出している人も多い。

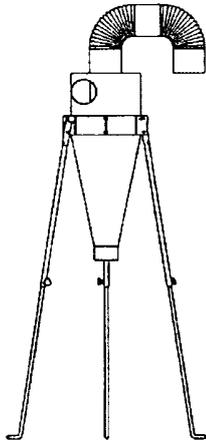
〔牛木 理一〕

別紙第1 本願意匠

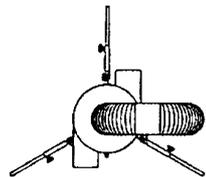
意匠に係る物品 穀類乾燥機用集塵器

意匠に係る物品の説明 本物品は参考斜視図及び使用状態を示す参考図の如く、二台の穀類乾燥機の各排塵口から各送風機部により強制排気される含塵空気を各含塵ホースを介して器体内にそれぞれ導入し、器体内のサイクロン作用により空気を空気出口筒及び薄肉合成樹脂製の可換性筒材を介して上方から下方に変向して排気すると共に稲の葉屑や穀稈屑等の夾雑物を下方に自重落下させ、塵出口を介して夾雑物を集塵袋内に収納し、かつ、可換性筒材の下端部を容器内の水の水面に近接させて空気内の細かな粉状の塵埃を捕集する穀類乾燥機用集塵器である。

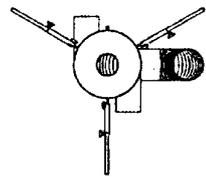
正面図



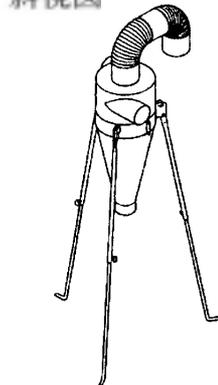
平面図



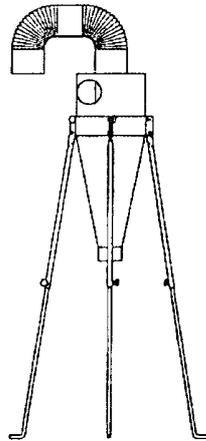
底面図



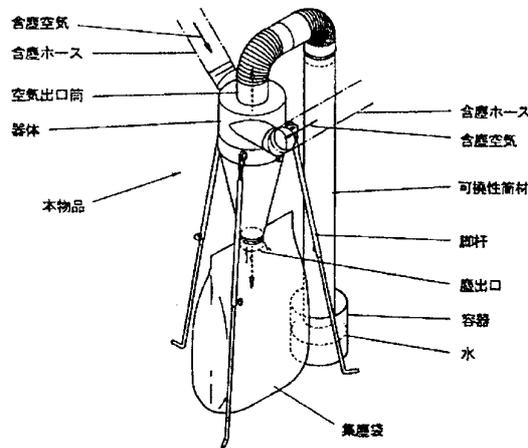
斜視図



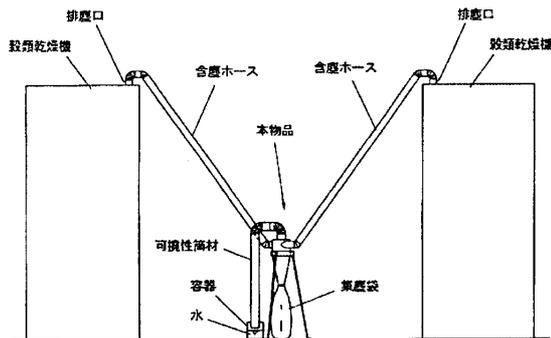
背面図



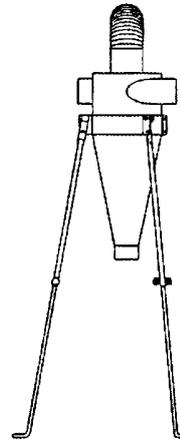
参考斜視図



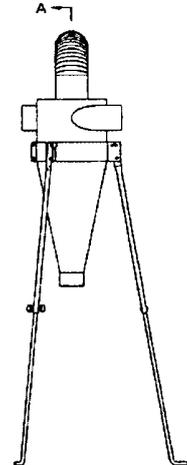
使用状態を示す参考図



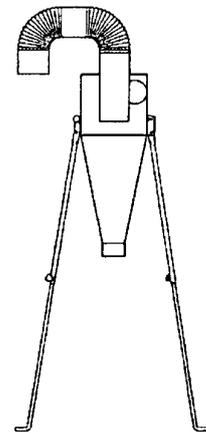
左側面図



右側面図

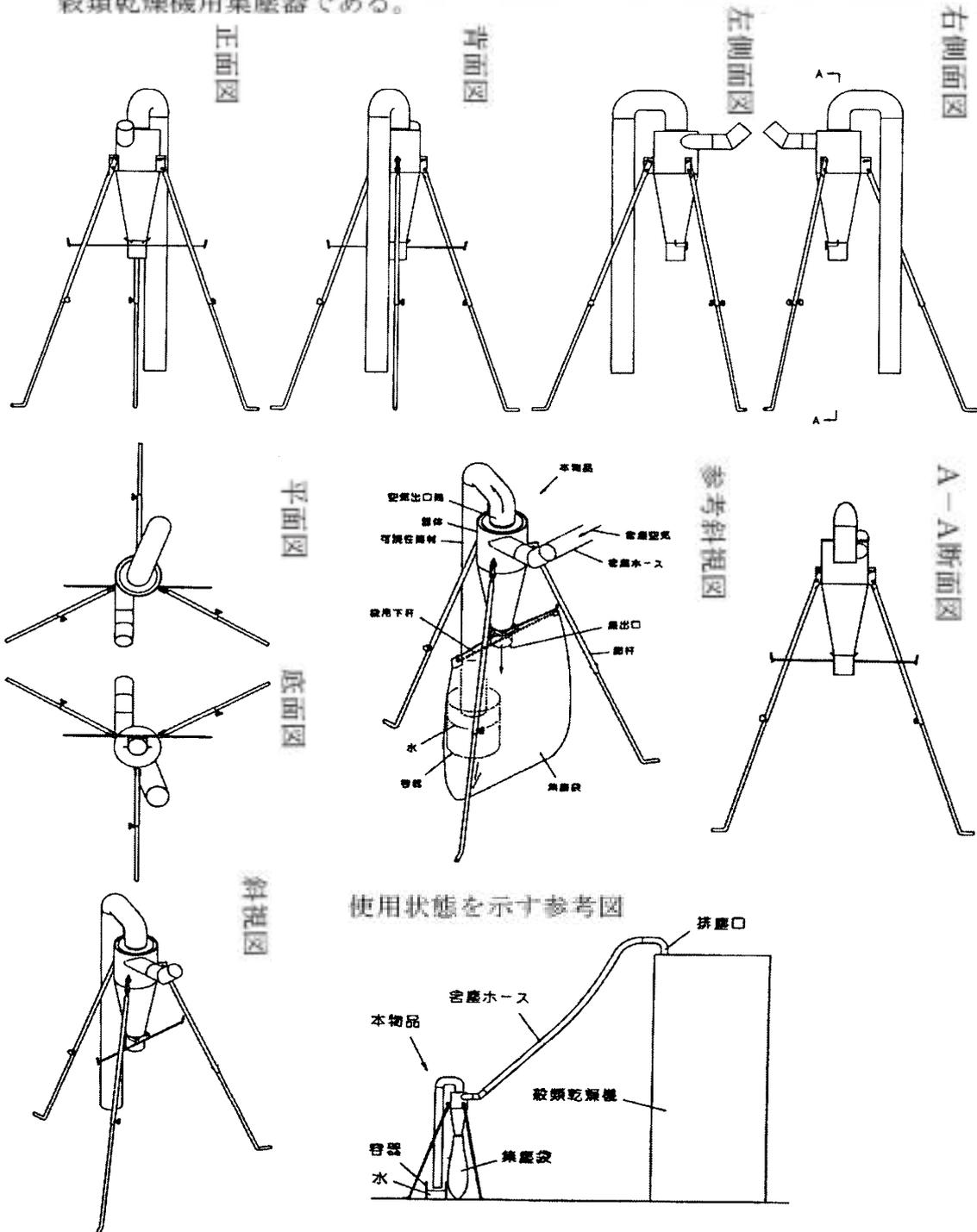


A-A断面図

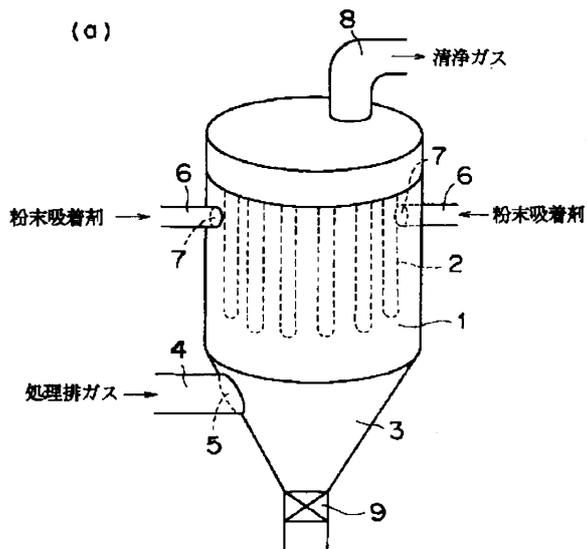


意匠に係る物品 穀類乾燥機用集塵器

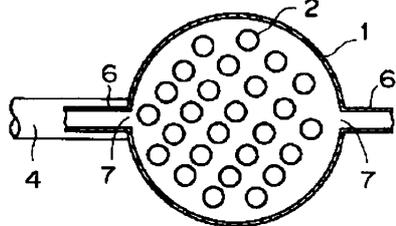
意匠に係る物品の説明 本物品は参考斜視図及び使用状態を示す参考図の如く、穀類乾燥機の排塵口から送風機部により強制排気される含塵空気を含塵ホースを介して器体内に導入し、器体内のサイクロン作用により空気を空気出口筒及び薄肉合成樹脂製の可撓性筒材を介して上方から下方に変向して排気すると共に稲の葉屑や穀桿屑等の夾雑物を下方に自重落下させ、塵出口を介して夾雑物を集塵袋内に収納し、かつ、可撓性筒材の下端部を容器内の水の水面に近接させて空気内の細かな粉状の塵埃を捕集する穀類乾燥機用集塵器である。



【図1】

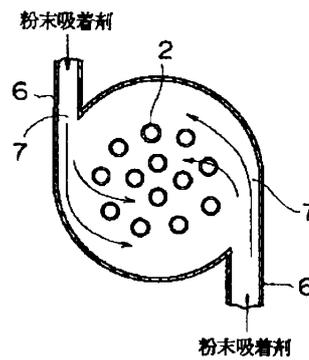


(b)



【図2】

(a)



(b)

